

薬物乱用は

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」が
制定されました（平成24年12月1日全面施行）

「ダメ。ゼッタイ。」

知事指定薬物・薬事法指定薬物の
使用・使用目的所持などを
条例で禁止します。

知事指定薬物とは？

- 中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚の作用が認められ
- 身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあり
- 大阪府の区域内で既に濫用されている又は濫用のおそれがある物
以上の要件をすべて満たす物を知事が指定します。

条例に定める禁止行為

違反した場合、懲役・罰金・警告の対象になります！

- 製造・栽培・販売・授与
- 販売・授与目的の所持
- 使用
- 使用する目的の所持
- 使用場所の提供・あっせん
- 販売・授与目的の広告

薬事法指定薬物とは？

- 中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く
- 身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物
以上の要件を満たす物を厚生労働大臣が指定します。

条例に定める禁止行為

違反した場合、警告の対象になります！

- 販売目的所持
(薬事法第76条の4に定める行為を除く。)
- 使用
- 使用する目的の所持
- 使用場所の提供・あっせん

詳しくは、大阪府・大阪府警のホームページをご覧ください。

大阪府職員と警察職員が、条例に基づく立入調査を行い、拒否等すれば罰金が科されます。

大阪府 薬物の条例

<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/icorajorei/index.html>

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用とは…

社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。
たとえ1回だけの使用でも乱用になります。

違法ドラッグは大変危険です



「写真：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課提供」

Q. 違法ドラッグって何？

- A. 麻薬や覚醒剤のように多快感（たこうかん）、快感等を高めるものとして販売されている製品をいいます。
成分が麻薬等に指定されていないこともあり「合法ドラッグ」「合法ハーブ」「お香」「アロマ」など、あたかも「安全」なもののように称し販売されています。

Q. どんなふう to 危険？

- A. 違法ドラッグを使用したために、麻薬や覚醒剤と同様の幻覚や意識障害などの作用や、嘔吐、頭痛、手足のけいれんなどの症状が現れ、救急搬送される事例が起きています。
また、使用後に自動車を運転し、第三者を巻き込む交通事故が発生しています。

違法ドラッグは 買わない 使わない かかわらない！



大阪府

健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6941)9078

薬物乱用防止ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/yakubutu/index.html>

大阪府警察本部刑事部 薬物対策課

〒540-8540 大阪市中央区大手前3丁目1番11号

TEL 06(6943)1234

ホームページ

<http://www.police.pref.osaka.jp/>

このチラシは100,000枚作成し、1枚あたりの単価は1.65円です